報

目

次

毎週火・金曜日発行

平	成	19	年
ć	3月	30 E	3
(	金曜	呈日	)

項第八号」に改める。

条第一項第六号及び第七号」に改め、同条第四号中「前条第一項第九号」を「前条第一

第五条第一項中「第三条第一項第七号から第九号まで」を「第三条第一項第六号から

に、「鄹」を「蕪」に、

山口県物品規則の一部を改正する規則 (物品管理課)..... 山口県庁用自動車管理規則の一部を改正する規則 (物品管理課)...... 山口県収入証紙取扱規則の一部を改正する規則 (会計課)...... 山口県会計規則の一部を改正する規則 (会計課)..... 山口県公有財産規則の一部を改正する規則 (管財課)...... 山口県公舎管理規則の一部を改正する規則 (管財課).....

П

山口県公舎管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

Щ

平成十九年三月三十日

山口県知事 = 井 関 成

## 山口県規則第五十号

山口県公舎管理規則の一部を改正する規則

する。 山口県公舎管理規則(昭和三十七年山口県規則第六十五号)の一部を次のように改正

つ繰り上げる。 第三条第一項中第三号を削り、 第四号を第三号とし、第五号から第九号までを一号ず

を「前条第一項第五号」に改め、同条第三号中「前条第一項第七号及び第八号」を「前 第四条第一号中「第五号」を「第四号」に改め、同条第二号中「前条第一項第六号」

	 八 八	七五	五一						( 3	金曜
7	特記事項	「 自動車保管場所の 使用の希望の有無	参頂事頂		襲尺化	所属	「住 所	年 月 日」を「	別記第一号様式中「※1 『蕪北』	第八号まで」に改める。
		有 · 無			印」(電話	を発用に関める。	「住所	年月日	を「第1号様式	
					局 番)」	E)		日」に、「懇」を「禁」	(第6条関係)」 ビ、「昭和	

一年

田 を

ĺĆ

を

として次のように加える

田

に改め、同様式に備考と

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする、

別記第二号様式及び別記第三号様式を次のように改める。

巾

Ш

公舎の名称及び 番号

公舎の所在地

「 莊

疋

圃 疋

職用化

改め、 同様式に備考として次のように加える。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

別記第五号様式中「第5号様式」を「第5号様式 田 田」を「 併 田 (第12条関係)」 ユ、「昭和 田」に、「鄹」を「熱」に、

を 肥 所属名

一亩

類 凩

炒

⊪

严

ľ 「申請

公舎名及び番号 佰 刦 公舎第 巾 を

いたします」を「申請します」に、

職員公舎第職員 寮第 巾 ĺĆ

「所要見込額」や「所要経費見込額」にと

め 同様式に備考として次のように加える。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格△列4とする。

別記第六号様式から別記第九号様式までを次のように改める。

第6号樣式 (第13条関係)

公

⊪

衞

阻

₩

뺆

眦

併

田

Ш

山口県知事

蒸

顕 住所 Æ 伽 所属

祖嗣

画 絶(

申請します。 下記のとおり公舎の修理を受けたいので、山口県公舎管理規則第13条の規定により

쀤

描	痂	D)
⊞	₩.	9
双	描	他类
Ğ	國	公舎の名称及び番号
洲		いい
神	雇	ήū
		職員公舎 職員 寮 第 号

Ή̈́ 場合には、なるべくこれらの数量を詳細に記載すること。 「修理箇所」欄の記入に当たつては、当該箇所が平方メートル、枚数等の数量で測定できる

Ш

Ш

ഥ

Ш

顕 職員公舎

二 শ

舥

巾

兀

ء

併

回

Ш

M

雅光

用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする、

第9号樣式 (第18条関係)

山口県知事 蒸

於

⊪

品

濱

画

併

田

Ш

出ます。 下記のとおり公舎を明け渡したので、山口県公舎管理規則第18条の規定により届け 民份

職員番号 严

(3)

M

땕

品 於 公舎の名称及び番号 ⊪ 漬 9 併 疋 Ш 往 书 Ш 併 Ш 顕 職員公舎 逥 喲 Ш 舥 巾

> 附 則

この規則は、 平成十九年四月一日から施行する。

山口県公有財産規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

山口県知事

=

井

関

成

山口県規則第五十一号

山口県公有財産規則の一部を改正する規則

山口県公有財産規則 (昭和三十九年山口県規則第五十六号)の一部を次のように改正

する。 第二条第一号中「出納局」を「会計管理局」に改め、 同条第三号中「出納局」を「会

計管理局」に、「出納長」を「会計管理者」に改める。

改める。 第三十条第一項中「第二百三十八条の四第四項」を「第二百三十八条の四第七項」に

四項」に改める。 第三十三条第三項第七号中「第二百三十八条の五第三項」を「第二百三十八条の五第

日から施行する。

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の改正規定は、平成十九年四月 則

山口県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

山口県知事 井

関

成

## 山口県規則第五十二号

山口県会計規則の一部を改正する規則

山口県会計規則 (昭和三十九年山口県規則第五十四号)の一部を次のように改正す

ಕ್ಕ

目次中「出納長印等」を「会計管理者印等」に、「出納長の」を「会計管理者の」に

第五条及び第八条中「出納長」を「会計管理者」に改める。

改め、

出納長

П

報

条第六項中「吏員その他の」を「その置かれた課又は廨その他の出先機関に所属する」 び第五項中「吏員」を「当該出納員が置かれた本庁又は廨に所属する職員」に改め、同 に改め、同条第七項中「事務吏員」を「知事の補助機関である職員」に改める。 第九条第三項中「事務吏員」を「知事の補助機関である職員」に改め、同条第四項及

第十条第一項中「徴収吏員」を「徴収職員」に改める

第二章第二節の節名を次のように改める

会計管理者印等

出納長印の印鑑を、 第十二条の見出し中「出納長印等」を「会計管理者印等」に改め、 副出納長は副出納長印」を「会計管理者は会計管理者印」に改め 同条中「出納長は

六条中「出納長」を「会計管理者」に改める。 第二十条の二、 第二十二条、第二十三条、第二十五条第一項及び第三項並びに第二十

改める。 『、」に改め、同条第二項から第五項までの規定中「出納長等」を「会計管理者等」に第三十二条第一項中「出納長等」を「会計管理者等」に、「出納長、」を「会計管理

第三十三条中「出納長」を「会計管理者」に改める

を「いずれかに」に改める 第三十五条第一項中「出納長等」を「会計管理者等」 に改め、 同条第二項中「一に」

理者又は」に改め、 第三十六条第一項中「出納長等」を「会計管理者等」 同条第二項から第四項までの規定中「出納長」を「会計管理者」に に、「出納長又は」を「会計管

項及び第三項、 者」に改める。 八条第一項並びに第五十九条第一項から第四項までの規定中「出納長」を「会計管理 第三十七条、 第五十六条第 第四十条第四項及び第五項、 第三十八条第一項、 項、 第二項及び第四項、 第二項及び第四項から第六項まで、第三十九条第一 第五十七条第一項から第四項まで、第五十 第四十二条第一項、 第五十一条、 第五十二

Щ

第六十条第二項の表中「総合政策局政策企画課長」 を「総合政策部政策企画課長」 に

出納局会計課長

を削る。

ら第七十四条まで、第七十五条第一項から第三項まで、第七十六条、第七十七条、第七 七十条の二、第七十一条第一項、第七十二条第一項から第四項まで、第七十二条の二か 第六十四条、第六十七条第二項、第六十九条第一項及び第二項、 第七十条第一項、

十八条第一項、第三項及び第四項、

第八十条、第八十二条、第八十三条、第八十四条第

中「出納長」を「会計管理者」に改める 二条から第百四条まで、第百七条、第百八条、 条から第九十五条まで、第九十六条第一項、 項 第三項、第五項及び第六項、第九十七条第一項、第九十八条第一項、第百条、 第八十五条、第八十六条、第八十九条、第九十二条第一項及び第五項、第九十三 第三項及び第五項、第九十六条の一 第百二十一条第一項並びに第百二十六条 第百 第一

六

項

十四年法律第百号)第二条第一項に規定する建設工事」に改める。 第百三十条第一号中「又は貸借」を「若しくは貸借に係るもの又は建設業法 (昭和二

に規定する建設工事に係るものを除く。)」を「超えないもの」に改める。 第百三十一条中「こえないもの (建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第1 二条第一 項

「会計管理者」に改める。 ら第三項まで、 第百九十五条、 百八十九条、第百九十条第一項から第四項まで、第百九十一条から第百九十三条まで、 項及び第四項、第百七十八条、第百八十一条、第百八十三条から第百八十七条まで、 第百七十条第二項、第百七十一条から第百七十六条まで、第百七十七条第一項、 第百九十七条第二項、 第二百一条から第二百四条まで並びに第二百九条第二項中「出納長」を 第百九十八条、第百九十九条、第二百条第一項か 第

収吏員証」を「徴収職員証」に改める の補助機関である職員の」に、「徴収吏員」を「徴収職員」に改め、 第二百十一条の見出しを「(徴収職員)」に改め、 同条第一項中「吏員の」を「知事 同条第二項中「徴

を「会計管理者」に改める。 第二百二十六条第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、 同条第二項中「出納長」

三十四条中「出納長」を「会計管理者」に改める 第二百二十七条、第二百二十八条、 第二百三十条第1 項 第二百三十三条及び第二百

第二百四十条中「事務吏員」を「知事の補助機関である職員」に改める

第十一章第二節の節名中「出納長」を「会計管理者」に改める。

に改める。 五十条の表、 第二百四十六条、第二百四十七条、第二百四十八条第一項、第二百四十九条、第二百 第二百五十二条及び第二百五十六条第一項中「出納長」を「会計管理者」

別表第一山口県農業試験場の項を次のように改める。

口県農林総合技術センター

第

山口県立農業大学校及び山口県病害虫防除所

のように改める。 別表第一山口県立柳井工業高等学校の項から山口県立徳山工業高等学校の項までを次 П

山口県立柳井工業高等学校 山口県立高森高等学校 山口県立徳山商工高等学校 工業高等学校山口県立徳山商業高等学校及び山口県立徳山 山口県立柳井商工高等学校 山口県立高森みどり中学校

別表第三山口県農業試験場の出納員の項を次のように改める。

員 山口県農林総合技術センターの出納 山口県農林総合技術センター

別表第三山口県菅野ダム管理事務所の出納員の項の次に次のように加える。

山口県立安下庄高等学校の出納員 山口県立安下庄高等学校

報

員の項を次のように改める。 別表第三山口県立小野田工業高等学校の出納員の項及び山口県立厚狭高等学校の出納

員山口県立小野田工業高等学校の出納 山口県立厚狭高等学校の出納員 山口県立小野田工業高等学校 山口県立厚狭高等学校

ポーツ交流公園管理事務所」を「山口きらら博記念公園管理事務所」に改め、同表中十 る 項までを一項ずつ繰り下げ、 県松光園にあつては、主査)」を加え、同項を同表十二の項とし、同表五の項から十の 三の項を削り、十二の項を十三の項とし、同表十一の項中「総務課長」の下に「(山口 別表第四の一の項中「二十一」を「二十」に改め、同表三の項中「山口県きららス )」を加え、同項を同表五の項とし、同表三の項の次に次のように加える。 同表四の項中「主査」の下に「 (庶務を担当する者に限

四 美術館 口県条例第二号)第二山口県立美術館条例 一条の表に掲げる (昭和五十四年山 副館長 (庶務を担当する者に限る。

十一の項を二十の項とする。 別表第四中十八の項を削り、 十九の項を十八の項とし、二十の項を十九の項とし、

別記第四号様式中 「山口県出納長は 納 員 分任出納員 一角 を 「山口県会計管理者 (出 納 員) (分任出納員)」

別記第八号様式、 別記第十号様式及び別記第十一号様式中「F口洫圧鸷畑」を「Fロ に改める。

**帰吟計管瑾者」に改める。** 

別記第十二号様式中 山口県出納長(出 納 員)。(分任出納員)。 「山口県会計管理者 (出 納 員) (分任出納員)」 に改める

別記第十四号様式の表中「聾叔母鳳閈」を「豍叔舞鳳閈」に改め、 同様式の裏中「産

この規則は、 平成十九年四月一日から施行する

山口県収入証紙取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

山口県知事 = 井

関

成

## 山口県規則第五十三号

山口県収入証紙取扱規則の一部を改正する規則

正する。 山口県収入証紙取扱規則(昭和三十九年山口県規則第六十号)の一部を次のように改

第四項、第十七条第三項及び第四項並びに第二十条第三項中「出納長」を「会計管理 第九条第二項及び第四項、第十三条第一項、第三項及び第七項、第十四条第三項及び

長」を「会計管理者」に改める。 第二十二条の見出し中「出納長等」を「会計管理者等」に改め、 同条第一項中「出納

別記第三号様式及び別記第七号様式中 Œ 瓷

別記第八号様式中「屽口細圧황㎞」を「

山口県会計管理者」

に改める。

加

を

会計管理者 に改める。

会区 빡 啷 阻 妣 に改める。

を

則

別記第九号様式中

出納長

副出納長

この規則は、 平成十九年四月一日から施行する

七

山口県庁用自動車管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

山口県知事

=

井

関 成 平成十九年三月三十日

山口県規則第五十四号

に改正する。 山口県庁用自動車管理規則(昭和五十一年山口県規則第五十三号)の一部を次のよう

山口県庁用自動車管理規則の一部を改正する規則

第二条第六号中「出納局物品管理課」を「会計管理局物品管理課」に改める。

第五条第一項中「第七十四条の二第一項」を「第七十四条の三第一項」に改める。 第三条中「総務部長」を「会計管理局長」に改める。

第五条の二第一項中「第七十四条の二第二項」を「第七十四条の三第四項」に改め

別記第一号様式の表中「丘 第六条の二中「総務部長」を「会計管理局長」に改める。

別記第二号様式から別記第四号様式までの規定中「��口」を削る。

二第一項の改正規定は、 この規則は、平成十九年四月一日から施行する。 公布の日から施行する。 ただし、第五条第一項及び第五条の

山口県物品規則の一部を改正する規則をここに公布する。

Щ

平成十九年三月三十日

山口県知事 = 井 関

成

## 山口県規則第五十五号

山口県物品規則の一部を改正する規則

山口県物品規則 (昭和三十九年山口県規則第五十七号)の一部を次のように改正す

第七条中「総務部長」を「会計管理局長」に改める。

第九条中「出納長等」を「会計管理者等」に、「出納長、」 同条第三号中「出納長等」を「会計管理者等」に改める。 を「会計管理者、

に改

総合政策部

総合政策部 次 長

財政課長

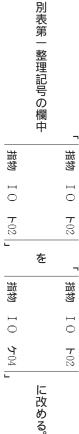
第十条中「出納長等」を「会計管理者等」に改める。

部長」を「会計管理局長」に改める。 第三十三条の見出し中「総務部長」を「会計管理局長」に改め、同条第一項中「総務

第三十条第三項及び第五項中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第三十九条第五項及び第六項中「出納長」を「会計管理者」 に改める。

第六十一条中「総務部長」を「会計管理局長」に改める。



別記第一号様式の二中 副出納長 を ИŅ 빡 胍 理同 ᇑ

> に 改 め

別記第四号様式中「 EE 鹆 回 쳶 を「 会計管理 画 쳶 に改める。

るූ

総務部長|総務部次長|財政課長| 主査(総括)]」 を

別記第七号樣式中

EE

谾

ᇑ

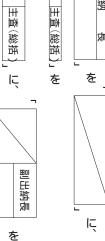
を

ビ

総合政策 総合政策部次長 財政課長 主査(総括) ΙĆ 副出納長 を

会 計 管理者 会計管理 局 長 に改める。

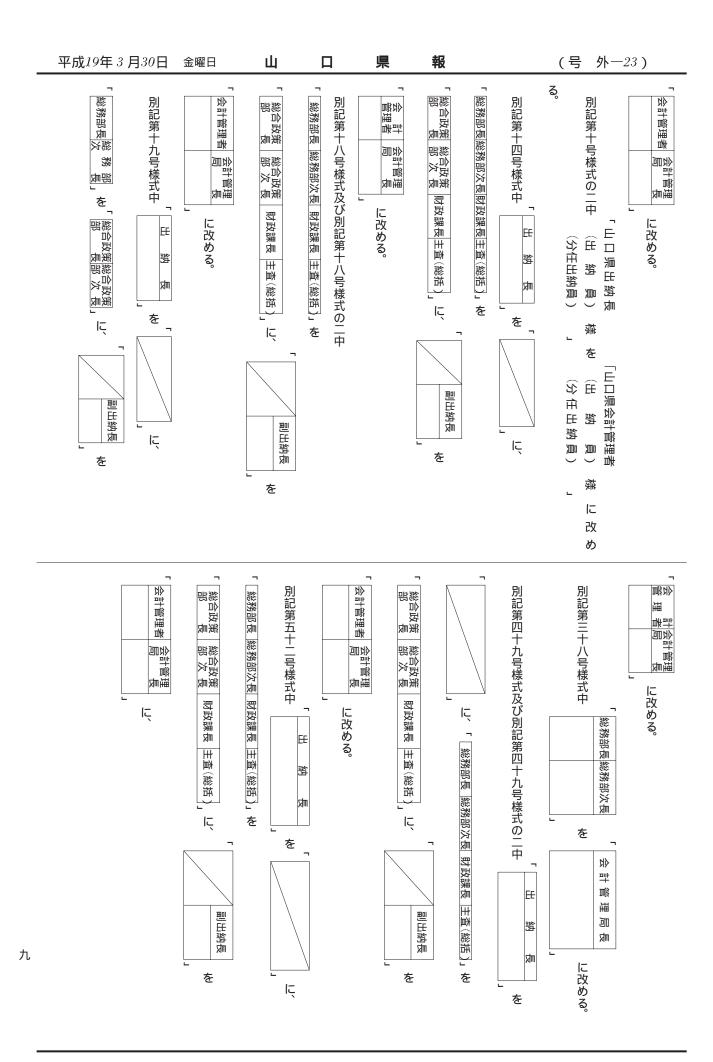
別記第十号樣式中 Œ 쑔 加 を



総務部長 |総務部次長 | 財政課長 |主査(総括)」 や

を

八



平成十九年三月三十日発行平成十九年三月三十日印刷

発発 行行 人所

口口県知 事庁

ЩЩ

定価一箇月 金二千七百円 (送料共)